

堅町商店街地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		堅町商店街地区 まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域		金沢市堅町及び片町1丁目の各一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約 2.2 ha
まちづくりの目標		<p>本地区は、金沢市内の中心市街地活性化ゾーンに位置し、広域的集客力があり、賑わいのある商店街を形成している。</p> <p>本計画は、「安心して、楽しく、快適に買い物できる商店街」として永く繁栄するために、賑わいと活力あふれる商店街の形成と歩行者が快適に回遊できる歩行空間の確保によるまちづくりの実現を目標とする。</p>
まちづくりの方針		<p>まちづくりの目標実現に向けて、</p> <p>①ゆとりと賑わいのある買い物空間の創出と連続性のある土地利用</p> <p>②来街者が引き立つ街並みの形成</p> <p>③市道準幹線 508 号片町・新堅線（通称「堅町通り」）及び堅町広場における快適な歩行空間の確保と環境の維持・向上、堅町通りにおける車両の進入制限を基本方針として、魅力と活力のあるまちづくりを進める。</p> <p>また、堅町商店街地区 地区計画を併せて指定することにより魅力ある商業環境の整備を図る。</p>
<p>す 住 み 良 い た め に ま ち づ く り に 必 要 な 事 項 を 推 進</p>	<p>土地利用等の制限に関する事項</p>	<p>【歩道（堅町通りと壁面後退線との間の区域）に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堅町通りと壁面後退線との間は、歩道としなければならない。 ・ 歩道は、隣接歩道面との連続性に配慮し、段差等は生じないようにする。 ・ 歩道表面の仕上げ材は、堅町商店街振興組合（以下「組合」という。）が指定する材料を使用する。 ・ 歩道には、固定された工作物を設置しない。また、一定の歩行スペース（水平面で幅180cm以上、垂直面で高さ250cm以上）を確保し、通行者の安全に配慮する。 <p>【駐車場に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街の賑わい形成に努め、堅町通りに面する1階部分には駐車場を設けないよう努める。
<p>その他の事項</p>		<p>【堅町通りにおける自動車の進入及びモール（歩行者専用道路）に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堅町通りは、年間を通じ一定時間（片町一丁目交差点から一街区は7：00～19：00の12時間、その街区から堅町交差点までは12：00～19：00の7時間）をモールとし、緊急の場合を除き、自動車の進入を禁止する。 ・ 歩きやすいモールを維持するため、モールの上には原則として、組合で認めたもの以外のものは設置しない。 ・ 地区を訪れる人々に対し、マイカー利用を控え、バス等の公共交通機関を利用するよう働きかける。 <p>【駐車・駐輪に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堅町通りや歩道上の駐車及び駐輪が歩行者の安全の妨げとならないよう、一層の改善に努める。 <p>【営業活動に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街における呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。（ただし、歩道における場合で、組合より許可された場合を除く。） <p>【搬入搬出に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商店の搬入搬出については、人出の多い時間帯は極力避ける。 ・ また、事業者は、荷捌き車両が歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。 <p>【環境美化及び冬期の除雪に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民や事業者は、堅町通り及び堅町広場の定期的な美化・清掃活動に努める。 ・ 冬期間の道路除雪については、住民や事業者の相互協力のもと、地域が主体となって取り組む。

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成18年9月29日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」、「金沢市屋外広告物等に関する条例」、及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。